

第10次北海道職業能力開発計画の策定経過について

1 都道府県職業能力開発計画について

- ・職業能力開発促進法第7条第1項において、「都道府県は、（国が定める）職業能力開発基本計画に基づき、当該都道府県の区域内において行われる職業能力の開発に関する基本となるべき計画を策定するよう努めるものとする。」と規定されている。
- ・また、同条第2項において、都道府県職業能力開発計画においては、おおむね次の事項を定めるものとされている。
 - （1）技能労働力等の労働力の需給の動向に関する事項
 - （2）職業能力の開発の実施目標に関する事項
 - （3）職業能力の開発について講じようとする施策の基本となるべき事項
- ・道においては、環境の変化に対応した労働者の職業能力開発を促進するため、昭和46年度から9次にわたり「北海道職業能力開発計画」を策定し、種々の施策を展開している。

2 第10次北海道職業能力開発計画の策定

- ・職業能力開発をめぐる環境の変化や経済・雇用情勢などの変化に応じ、また、国が平成28年4月に策定した第10次職業能力開発基本計画に基づき、第10次北海道職業能力開発計画を策定する。
 - （1）策定時期 平成29年1月下旬（予定）
 - （2）計画期間 平成28年度から平成32年度まで（5年間）

3 策定までのスケジュール

時期		内容
平成 27年度	平成28年 2月10日	・第2回北海道労働審議会（職業能力開発部会への付託）
	3月29日	・第5回職業能力開発部会（概要説明）
平成 28年度	平成28年 4月28日	・国の職業能力開発基本計画の告示
	5月27日	・第1回職業能力開発部会（審議）
	8月 9日	・第2回職業能力開発部会（審議）
	11月 1日	・道議会経済委員会（素案報告）
	11月 2日	・パブリックコメント（道民意見募集手続き）
	12月22日	・第3回職業能力開発部会（審議）
	平成29年 1月13日	・第2回北海道労働審議会（職業能力開発部会での審議結果報告）
	1月下旬 2月中	・第10次計画策定 ・道議会経済委員会（策定報告）